黒田賢治『イランにおける宗教と国家――現代シーア派の実相』ナカニシヤ出版　2015 年　vi+263 頁

かつてイラン革命直後に刊行された書物にアメリカの人類学者 M.M.J. フィッシャー（Michael M.J. Fischer）による *Iran from Religious Dispute to Revolution*[1] がある。イラン革命が生じた 1979 年は米ソ冷戦のさなかであり、1975 年ベトナム戦争でサイゴンが陥落しアメリカが東側陣営に敗退した余韻のさめやらぬ時期にあった。当然、政変や革命と言えば、社会主義政権の樹立かそれともクーデターかと人々の脳裏をかすめる、こうした時勢の中で、突如としてイランで姿を顕し、国際社会またジャーナリズムでの脚光を浴びたのがイスラーム法学者ホメイニー、すなわち、イラン革命の指導者であり、彼を指導者とするイスラーム法学者やその学徒といったターバンと僧衣を纏った宗教関係者たちであった。

東西両陣営のいずれにも属さず、しかも、それに加えて近代西欧の政治思想も価値観も退けイスラームへの回帰を説く人たちが主導して樹立した革命！　世界中が当惑したことは言うまでも無いことであった。

そうしたなかで、従来はイランでも斜陽の場末と見なされ、久しくだれも見向きしようとしなかったシーア派イスラームの宗教界という独特の世界に足を踏み込み、フィールド調査を行っていたのがフィッシャーであった。革命直後に刊行されたその研究成果はイラン革命を如何に理解すべきか戸惑う世界に貢献するところ大であったことは言に及ばない。

ところが、革命後のイラン学生によるアメリカ大使館占拠事件を契機にアメリカ・イランの関係は断絶した。フィッシャーのフィールド調査はイラン革命で断たれることになる。

しかし、その法灯を引き継ぐ大役を担ったと評価しえるのが、ここに紹介する著者ならびにその労作：黒田賢治氏著「イランにおける宗教と国家――現代シーア派の実相」である。著者黒田は 10 年以上にわたって、幾度となくイランを訪れ調査を行った。その成果を集大成したのが本書であり、また、学位論文でもある。考察対象期間はイラン革命成立の 1979 年 2 月から 2013 年 7 月の 34 年間に及ぶ。

1. 本書の構成

基本的問題提起として彼は、「現代イラン国家が宗教界と如何なる結びつきを持っているか」を掲げ、革命により①イスラーム法学者が政治的に重要な役割を担うことになったことが、人々の信仰実践に如何なる影響を与えたか？　また、②イスラーム国家の誕生で、宗教界に如何なる影響が及んだか？　この二点を明らかにすることに本考察の目的を置く。

本書の構成を概観しておこう。著者は本書を二部から構成する。第 I 部では宗教界と社会の関係について検討するが、まず宗教界の存立基盤を明らかにするとして宗教界の史的展開の概要理解をここにて展開する。

その第 2 章から第 4 章は、法学者と信徒の関係から宗教界と社会の関係を見るとして、その第 3 章では法学者の為す奇蹟について、第 4 章では、法学者と庶民の接触の窓口としてのイスラーム法相談所の持つ諸側面について検討考察している。

第 II 部では、宗教と国家の関係を、換言すれば国家が宗教界を支配構造下に組み込んでいく過程を検討している。まず第 5 章にてホメイニー期に宗教界を国家の支配下に組み込むプロセスをホウゼ（宗教学院界）の運営組織化を事例として考察する。続く第 6 章と 7 章では、ホメイニーを継いで最高指導者となったハーメネイーの統治する現在の期に対象を移す。ハーメネイーは法学的権威面で不足があるという問題を抱えたまま最高指導者としてのスタートを切った。これが国家をしてこの法学権威制度に介入を余儀なくさせたとし、このことが宗教界に与えた影響について、まず検討と論述を行ったあと、続いて第 7 章にて、ホウゼ内の制度的変容に焦点を当てて、国家による宗教界支配のプロセスを考察している。

さらに、社会のイスラーム化が一般信徒の信仰生活に及ぼした影響について、第 8 章と第 9 章で考察を進め、まず一つは生命倫理制度の事例研究、第 9 章では、イラン外交との関係について、革命当初のイデオロギー外交からリアリスト外交へのシフトが図られたと論じる。

これらの考証を展開するにあたり著者は実に数多くの先行論文や周辺研究の論考に目を配りそれらに言及しつつ論を進めており、それに注ぎこまれた労力には頭の下がる思いである。なお論考展開で散見される文言などにはもう少し吟味や錬磨と整理があればと感じられた箇所も無きにしにあらずであったが、これらは

1）Fischer,M.M.J., *Iran From Relogious Dispute to Revolution*, Cambridge 1980.

今後の研究へ繋ぐ伸びしろと考える。

2. コメントと紹介、そして評価

ここで次に、一連の論述の中で新たな知見を評者が得たこと、あるいは気付されたこと、また印象に残った箇所について幾つか挙げ、さらに本書の圧巻であり柱となっていると評する箇所については適宜詳しく紹介しつつコメントを付することにする。

まずその一つとして、イスラーム法学者の法学事務所活動が持つ一側面に「占い」があるとの指摘である。これはフィールド調査ならでは、の活きた貴重な情報として興味深く拝読し学ばせて頂いた。これには単なるフィールド調査報告だけでなく関連文献渉猟による説明も加わる（第 I 部第二章 p. 58）。

つぎにまた、イスラーム法学者の為す奇蹟に関する具体的な報告もやはり貴重であり、著者の大きな業績であろう。ただし、一部の翻訳部分については、難解に感じられさらなる一工夫が欲しいとも感じられた（p. 79）。

聖者について、スンナ派と比較してシーア派の聖者像を、マルアシー・ナジャフィー師を事例に考察している箇所も、難解であるが極めて興味深いところであった（第 3 章）。

次に、通常「レサーレ」と呼ばれる法学権威によって信者のために記される「諸問題の解説集」に関して、カイロのスンナ派「イスラーム法相談所」の事例研究と比較しながら、シーア派の場合は、今後の研究開発が期待できる分野であると示唆する。たしかにその通りであるが、全く同じ分野でなくとも近辺の分野では皆無ではないので参考用に註に付することにする[2)]。

また、ファトワーに関するスンナ派とシーア派の差異について、「スンナ派では新しい解釈を行って答えを出すファトワーと、既に判明している答えを伝達するファトワーで、前者はイジュテハードとなるが、後者はそうでは無く、そのためにムジュタヒドで無くてもファトワーを出せるが、シーア派では既に判明している答えと同じであったとしても、イジュテハードの結果として同じ答えに至ったとする手続きを踏まねばならない。このためムフティとムジュタヒドは同義語となる。片方でシーア派ではムジュタヒドは他のムジュタヒドの見解に従う事はできないという原則があるため、法律事務所にて働くスタッフはみな学生であった」という観察結果は、興味深く関心を抱かされた所の一つである（p. 93）。

第 II 部は宗教界と国家と題する。この国家という語彙について、たとえばこれを政府と置き換えうるのか否か、あるいは、この国家は国際関係の単位として主権を持つ主体としての意味なのか、等々、如何なる文脈体系に連なりうるのか、この一語の持つ深遠さや複雑さについて改めて問題提起され考えさせられつつ、読み進めることになった。

そして第 7 章では、ホメイニーが死去してハーメネイーが最高指導者の後任となった後、コムの宗教界の運営組織改革と学生への奨学金という援助に関連して、権威主義体制化する宗教界と題して著者は論を展開している。ホウゼという宗教学院界を構成する単位であるマドラサは革命後も、従来の通り、国家から独立してきた。しかし、その片方で国家管理が同時並行で進められている旨、ここで著者は重要な指摘をする。マドラサは、独自運営のマドラサと運営議会によって管理運営されるマドラサに分かれるが、後者が圧倒的に多数を占めると言う。そして運営組織改革は、ホウゼ運営の問題と言うよりは、最高指導者ハーメネイーとコム・宗教界講師協会ならびに講師協会による権力強化を目的とした政治的問題であるとする、とある宗教者による指摘の声を紹介する。

講師協会はハーメネイーが最高指導者に就任後、国家による宗教界支配を支える仕組みの一部となり、国家批判をするものは協会から脱会した（モンタゼリーやサーネイー）。そしてハーメネイーの法学的権威の弱さを補う役割を果たしたのがこの講師協会である、と著者のオリジナリティある指摘がなされている。

また、奨学金は、法学権威によって支払われるのが慣例であったが、法学権威ではないハーメネイーが最高指導者就任後に支給したのは、宗教税ホムスを財源としたのではなく政府系基金に拠るとの見解を引用する。つまり、イスラーム法学界（宗教界）を国家に組み込む役割を奨学金が担った可能性を著者は説くのである。

2) ボルージェルディ著、嶋本隆光訳・解説「イスラームの商法と婚姻・離婚法『諸問題の解説』翻訳と解説」大阪外国語大学学術研究双書 29、2002 年.

また、著者のフィールド調査の結果、明らかにされたことの一つは、奨学金には2種類あること、一つは公式の、もう一つは非公式のそれである、という点である。公式の方は最高評議会管轄下の組織を通じて支給されるが、非公式のは法学権威が独自に支給する。こちらはすべての学生をカバーすることができていないが、公式の方はマドラサの入門課程ならびにその次の標準課程の学生全てをカバーする。モンタゼリーやサーネイーのような最高指導者ハーメネイーに批判的な法学者も、最高評議会管轄下の奨学金センターからの奨学金支給を割り当てられていたという貴重な観察結果とともに、奨学金の額はイランの標準世帯の給与所得よりも約$1000／年多いこと、またこの公式奨学金は2003/4年から開始され、ハーメネイーが全体の32～34%を占めて最多額である旨を記す。さらにそこでは奨学金センターが各法学権威の支給額を監視する役目を担い、もって宗教界におけるハーメネイーの権威固めの役割を担っているとの所見を提示している。

また、最高評議会は国家に協力的姿勢を採る講師協会が寡占する状況にあり、この最高評議会が奨学金センターの設置を発案したことから、奨学金センターは法学権威各人の支給額を監視する役目を担っているとの見解が論じられている。

＊　＊　＊

イランのシーア派宗教界は、宗教税ホムスという国家から独立した独自財源を持っていたこと、これがイラン革命時の反国王勢力の闘争資金を賄う財源として重要な役割を果たしことが指摘されてきた。このイラン宗教界の財源がもつ特質が変りつつあることを記すこの章は、フィールド調査報告書である本書の中核的柱と言える重要性を持ち、本書の中で圧巻と言うべき高い意義を持つ箇所と評価されて然るべきであろう。また､これはかつてフィッシャーがイラン宗教界のフィールド調査を行って以来30年ぶりの宗教界のフィールド調査であり、その法灯を今後も絶えることなく続ける意義と必要性を示すものでもある。

なお併せて忘れずに付記すべき点は、イラン社会に脱宗教化と信仰の個人主義化の現象が顕在化してきているという指摘である。この点も、観察を継続し深化させることの意義を示すものと言えよう（第8章 p. 158）。

（富田　健次　同志社大学神学部教授）

千葉悠志『現代アラブ・メディア――越境するラジオから衛星テレビへ』ナカニシヤ出版　2014年　iv+277頁

本書は、著者の千葉悠志氏が「あとがき」で記しているように京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科に提出した博士論文に加筆・修正を加え出版したものである。

構成から見ていくと、初めの「序章」のところで「アラブ・メディア研究史」と「先行研究の問題点と本書の視角」の節が設けられ、アラブ・メディアについての研究史が整理され、また、先行研究に見られる不十分な点と限界について述べている。続いて3部構成で本論が展開される。第1部の「アラブ・メディアを論じる視角」では、研究史を見ながら「国際コミュニケーション研究」がどのように発展し、そこにどのような問題があるのかについて検討し、また、本書の中で用いるアラブ・メディア研究へのアプローチについて説明している。第1部の後半では、本書が対象とするアラブ地域について述べられている。

第2部の「アラブ・メディア圏の形成と展開」では、1952年のエジプト革命後のエジプトでのメディア政策について取り上げられ、そしてラジオやカセットテープなど国家の統制をかいくぐり国境を越えて情報と思想を伝えたメディアについて取り上げられている。第3部の「衛星放送時代の到来とアラブ・メディア圏の新展開」では、アル・ジャジーラなどのアラビア語の衛星放送の普及によって従来のメディア圏がどのように変化したかについて、また、アラブ諸国のメディアシティなどについて述べられている。

本書は、著者が「この地域のメディアには国境を越えた歴史的かつ重層的な結びつきが存在している」と述べているように、アラブ世界におけるメディアの発展を跡付けながら、メディアが作り出しているトランスナショナルな空間について明らかにしようとしたものである。そのために、本書では、メディアを取り巻